

## 第3編

### あさぎり町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

あさぎり町高齢者福祉計画及び

第 7 期介護保険事業計画

《修正抜粋》

## 目次

第1章 計画策定の背景・趣旨 .....	1
第2章 現状と将来予測	
第1節 要介護認定の状況.....	3
第2節 将来予測.....	5
第3章 計画の目指す姿 .....	6
第4章 目指す姿の実現に向けた基本的方向と重点施策	
第1節 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進.....	8
第2節 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築.....	9
第3節 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実 .....	10
第4節 住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用 .....	11
第5節 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上.....	11
第5章 基本構想の枠組み .....	12

## 第1章 計画策定の背景・趣旨

介護保険制度は、平成12年にスタートし、介護保険法は平成17年以降3年ごとに改正されてきました。国においては、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けているのが現状です。さらに、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、介護や医療のニーズがさらに高まることが予想されます。

また、厚生労働省のデータによると、認知症高齢者や高齢独居世帯・高齢夫婦のみの世帯も増加していく見通しとなっており、増え続ける社会保障給付費を抑える観点で矢継ぎ早に改正が示されました。

主なものとして、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正」では、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、②医療・介護連携の推進等、③地域共生社会の実現に向けた取組等が求められています。

また、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」では、①地域包括支援センターの機能強化、②新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築、認知症の人の視点に立った施策の推進等、③介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)などがあります。

当町では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅医療・介護連携の強化」、「地域ケア会議の推進」、「総合的な認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防の基盤整備」の5つの柱を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、基盤整備を進めてきました。

ただし、当町においては、国が危惧する団塊の世代が令和7年(2025年)に後期高齢者になることで、介護サービス等の需要が大幅に拡大するようなイメージではなく、すでに高齢者人口だけでなく、後期高齢者人口も減少局面に差しかかります。

つまり、人口減少と急激な過疎化が進む中、将来的には高齢者人口減少によるサービス需要の減少と、生産年齢人口減少によるサービス提供体制の縮小に対応し、公的サービスだけでは支援を要する高齢者を支えきれなくなる可能性があるため、地域住民をはじめとする日常生活圏域の人々による「支えあい＝地域ケア」を活かした計画が重要となっています。

## 〈介護保険制度の経過〉

**第1期 制度開始** 平成12年度～平成14年度  
全国平均 2,911円

- サービスを原則1割の負担をしながら利用する制度の開始
- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ（在宅3本柱）の利用が増加

**第2期 制度定着** 平成15年度～平成17年度  
全国平均 3,293円

- 施設入所の適正化とケアマネジャー等の資質向上サービスの質の向上、在宅強化
- 要支援、要介護1の軽度認定者の掘り起こしが進む

**第3期 制度改正** 平成18年度～平成20年度  
全国平均 4,090円

- 介護予防システムの構築と高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- 「量」から「質」、「施設」から「在宅」、そして地域ケアの視点を重視
- 地域包括支援センターの設置と地域密着型サービスの提供開始

**第4期 予防の強化と地域福祉との連携** 平成21年度～平成23年度  
全国平均 4,160円

- 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- 介護サービス事業所に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督の適切な実施

**第5期 地域包括ケアシステムの構築** 平成24年度～平成26年度  
全国平均 4,972円

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療、介護、予防、生活支援、住まいの連携強化により、高齢者が包括的・継続的にサービスを受けられる体制づくり
- 施設・居住系サービスの適正な整備に関する参酌標準（37%枠）の撤廃

**第6期 在宅医療・介護の連携と包括的支援** 平成27年度～平成29年度  
全国平均 5,514円

- 地域包括ケア実現のための方向性を継承し、在宅医療・介護連携等の本格化
- 2025年までのサービス・保険料水準など中長期的な視野に立った施策の展開
- 市町村の独自事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業の導入

**第7期 介護予防・総合事業の開始と権限強化** 平成30年度～令和2年度

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始
- 在宅医療・介護連携の強化や認知症施策の推進と地域ケア推進会議の設置
- 居宅介護支援事業所の権限移行など市町村権限の強化

## 第2章 現状と将来予測

### 第1節 要介護認定の状況

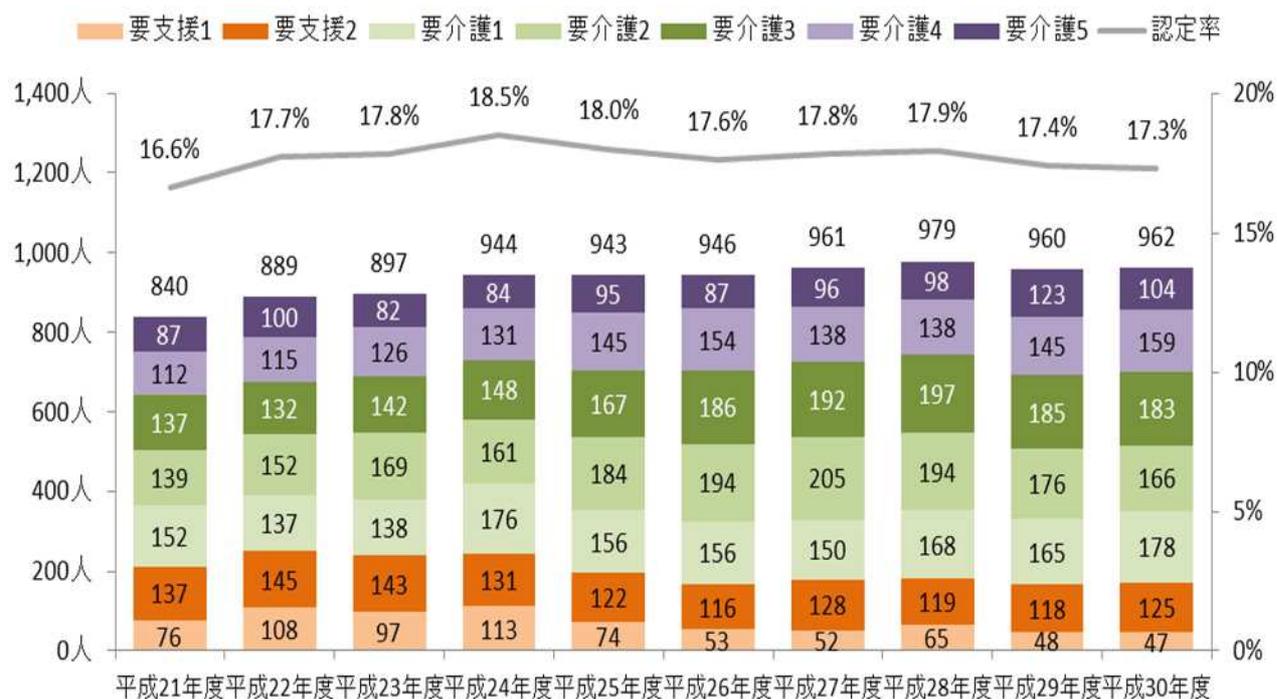
#### (1) 要介護認定者数の推移

当町の認定者は、第4期から第5期にかけて、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した、地域密着型サービス等の基盤整備により、従来サービスを利用できなかった方が、必要なサービスを受けられる体制が確保できたことで、サービスを利用したいと考える方が増えてきました。

しかし、当町では、平成24年度から他市町村に先駆けて総合事業に取り組んできたことにより、平成25年度からその効果が表れ、要支援1・2に該当する方が減少しています。

その結果、認定者数の増加傾向に歯止めがかかり、微増から横ばいに推移するようになり、さらに認定率でみると微減から横ばいになっています。

認定率 H31.3	
全国計	18.7%
福岡県	19.5%
佐賀県	18.7%
長崎県	20.8%
熊本県	20.4%
大分県	18.2%
宮崎県	17.0%
鹿児島県	20.1%



※ 地域包括ケア「見える化」システム（年度末データ）

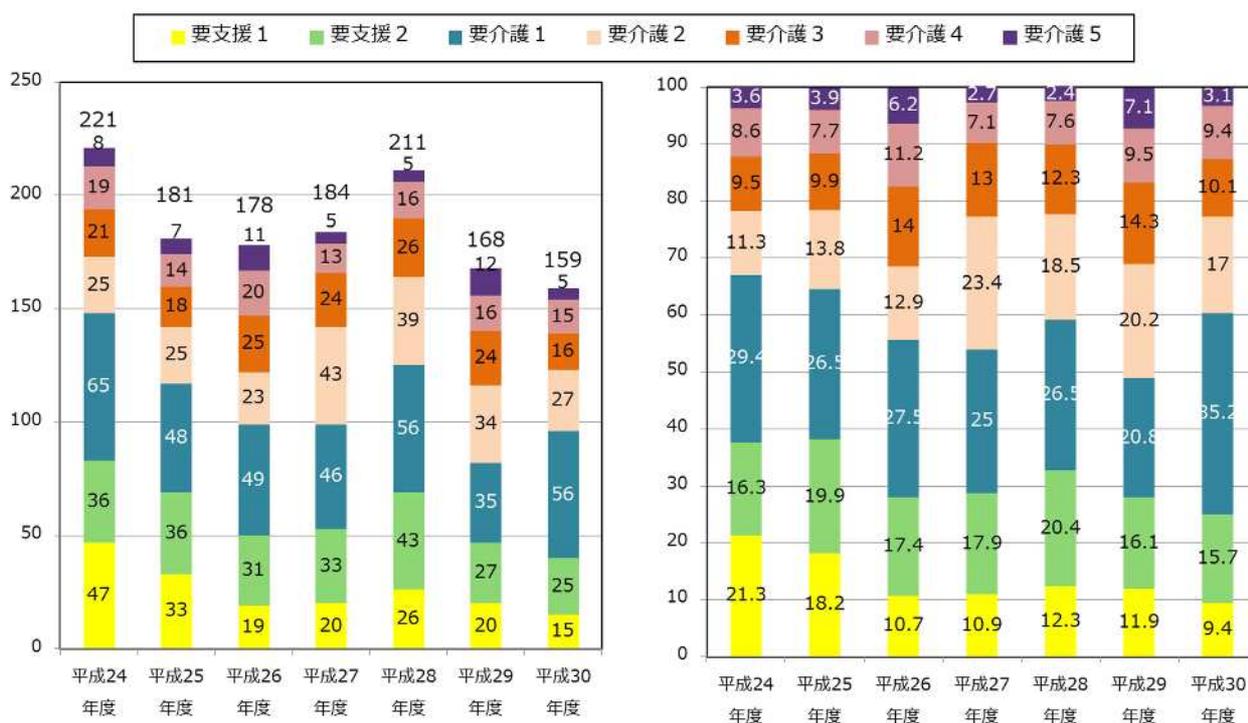
## (2) 新規要介護認定者数の推移

当町の新規認定者は、平成24年度の221人から、平成27年度に184人と減少してきましたが、平成28年度は211人と大幅に増加しました。

しかし、介護度別にみると要支援1・2の方の出現率は減少傾向にあり、平成24年度は37.6%が要支援となっていました。平成30年度は25.1%まで減少しています。

これは、総合事業の展開により、地域包括支援センター等の窓口にご相談に来た方のうち、要支援1・2の認定を受けることなく、総合事業により介護予防事業に参加する方が増えたことによるものと考えられます。

要介護（支援）認定者の介護度別人数と構成比（あさぎり町）



※ 地域包括ケア「見える化」システム

## 第2節 将来予測

### (1)人口推計

当町の総人口が減少する中で、高齢者人口は平成24年5,139人から平成28年5,499人となっており360人の増加で推移してきました。しかし、令和2年(2020年)5,647人をピークに、今後は減少に転じるものと推計されています。

ただし、年齢区分ごとでみると、要介護のリスクが高まる75歳以上人口のうち、特に85歳以上の人口が、令和4年(2022年)までは増加する見込みであることから、認定者は横ばいから微増に推移すると考えられます。

一方、令和2年(2020年)以降、高齢者人口が減少に転じ、保険料負担者が減少し続けることから、急激な介護保険料の高騰の可能性が示唆されます。



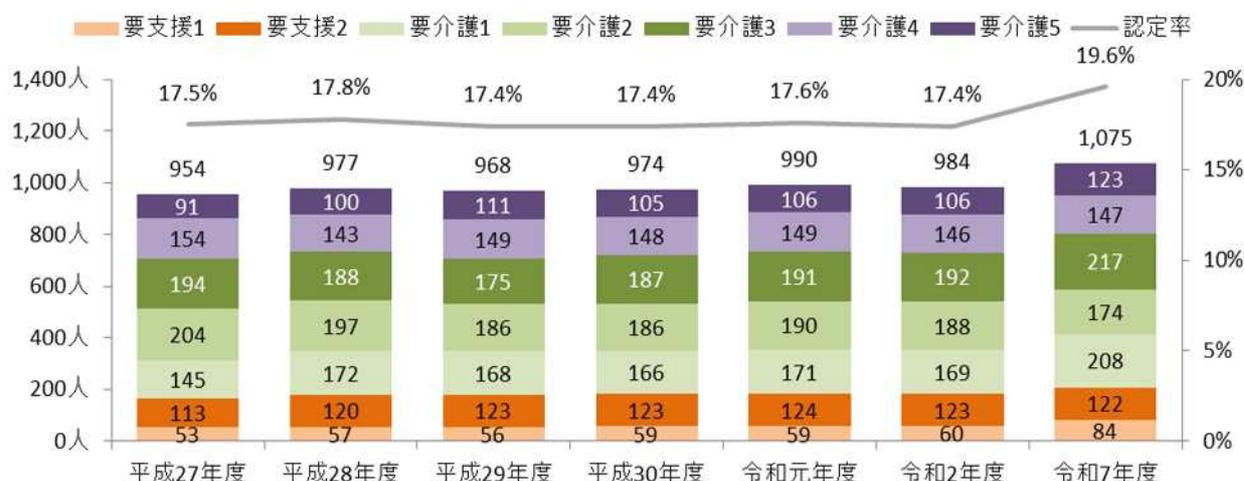
※ 各年10月住民基本台帳およびコーホート変化率法による将来推計

### (2)認定者数の推移

認定者は、平成27年度に954人となっていました。平成29年度は968人(14人の増加)となっています。

今後の予測は、令和2年度(2020年度)に984人となり、平成29年度と比較して16人の増加となります。

さらに、令和7年度(2025年度)には1,075人となると予測されます。



※ 地域包括ケア見える化システムによる将来推計(推計基準:9月月報)

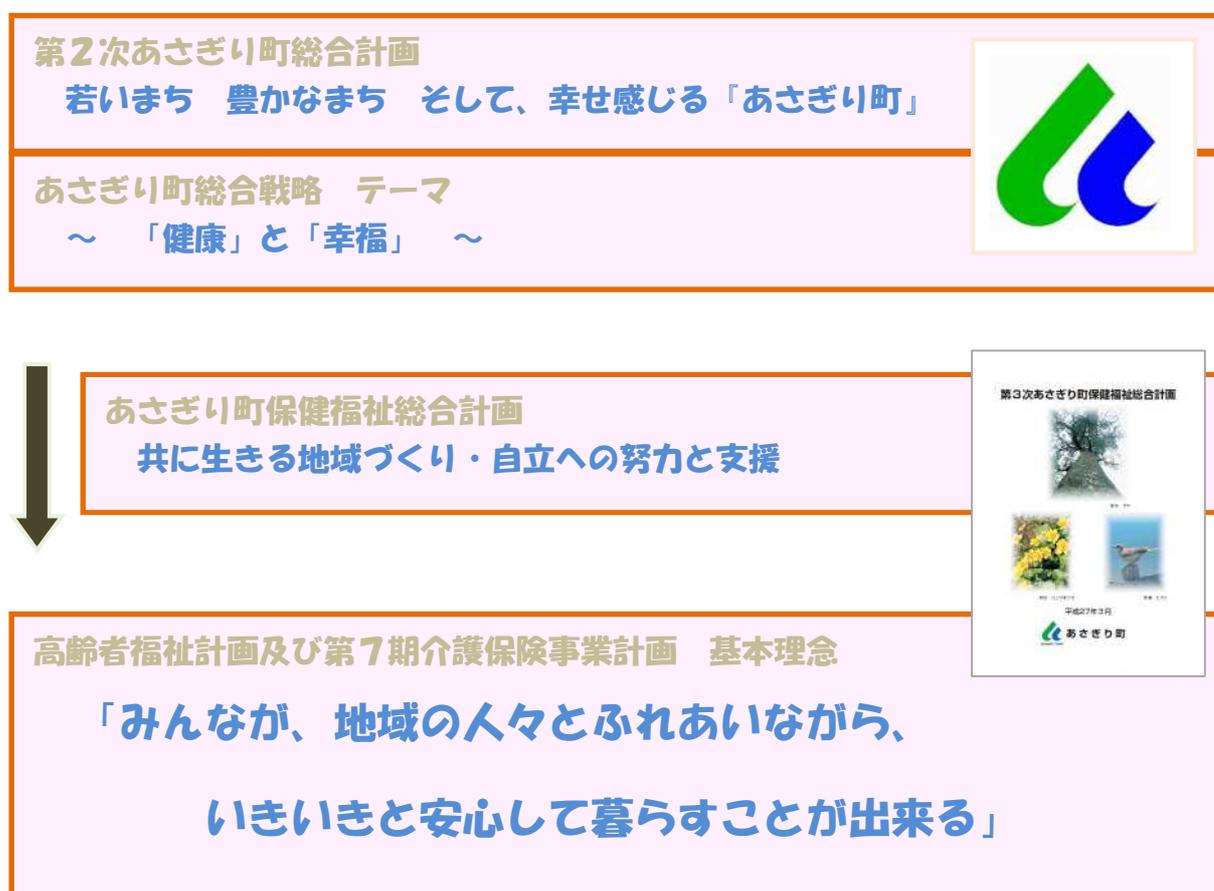
## 第3章 計画の目指す姿

### 基本理念

高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）は、「第2次あさぎり町総合計画」の将来像である「若いまち 豊かなまち そして、幸せを感じる『あさぎり町』」の実現に向けた高齢者保健福祉の個別計画・実施計画としての位置づけを持つものとなります。

また、あさぎり町保健福祉総合計画では、同じ地域に住む人同士が、お互いのことを尊重し思いやる気持ちを持ち、「向こう三軒両隣」との「ふれあい」を大切にすることを基本として、「共に生きる地域づくり」と「自立への努力と支援」を基本理念として地域福祉と健康づくりの推進を目指しています。

第7期計画は、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステムの実現」を目指し、目標を住民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に、第6期計画における基本理念を引き継ぎ、その実現に向けた施策の展開を図ります。



## 第4章 目指す姿の実現に向けた基本的方向と重点施策

第7期計画の目指す姿の実現に向け、熊本県の目指す方向性と整合を図り、高齢者の生活や状態に応じた5つの分野に分けた方向性と、それぞれの分野を推進するための柱となる主要施策についてまとめました。

### 1 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進

- ①自立支援に向けた介護予防・生活支援サービスの充実
- ②地域ケア会議の充実

### 2 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

- ①認知症サポーターの養成及び活動活性化
- ②認知症地域支援推進員の活動と認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ③成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進
- ④高齢者虐待防止の体制整備

### 3 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

- ①医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり
- ②地域包括支援センターの人員体制の強化
- ③「くまもとメディカルネットワーク」を活用した医療・介護の連携推進

### 4 住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用

- ①早急な対応が必要な方への対応
- ②高齢者向け住まいの確保
- ③高齢者等の移動手段の確保

### 5 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上

- ①介護給付の適正化に向けた取組の推進



## 第2節 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

### 認知症対策における福祉と医療の連携の推進

当町の認知症高齢者の方が居住できる施設等は、グループホーム（27床）を生活の場としている方だけでなく、認知症の診断を受け、精神病院等に入院している方も存在します。

医療の分野では、人吉球磨圏域の地域拠点型認知症疾患医療センターとしての機能を持つ吉田病院と圏域内の認知症サポート医による体制が整っています。

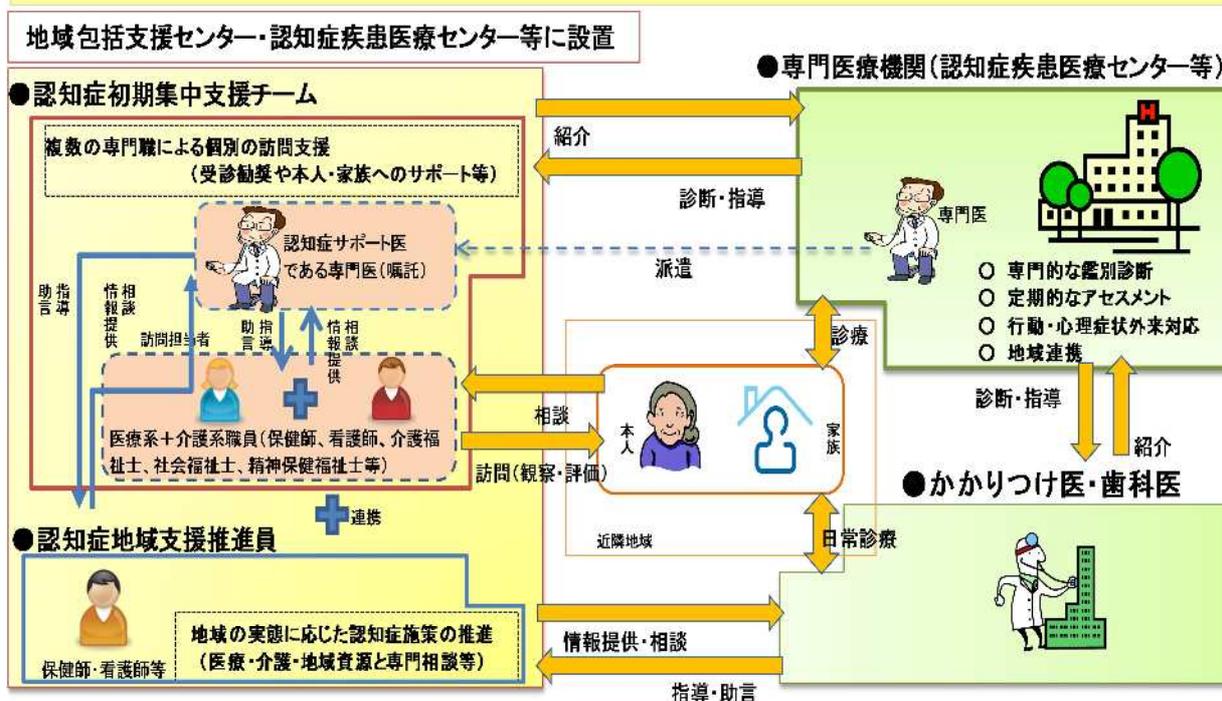
また、福祉の分野では、認知症サポーターの養成に力を入れており、平成30年度末時点で4,171名の方が講座を受講しています。

今後は、これらの人材をつなぐことを目指し、認知症初期集中支援チームによるかかりつけ医とのタイムリーな情報共有やチームの専門医とかかりつけ医が医療に関する情報提供や連絡を行うための連絡方法等について検討し、事業の円滑な実施体制づくりを進めます。

また、認知症の地域ケアにおける多職種協働の推進のため、地域包括支援センターに専任での認知症地域支援推進員を配置と、町内サポート医の協力のもと初期集中支援チームの体制強化を図ります。

なお、健康増進事業でおこなっている「こころの健康相談事業」とも連携を取りながら、迅速な対応ができる仕組みづくりを推進します。

### 【参考】認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



### 第3節 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

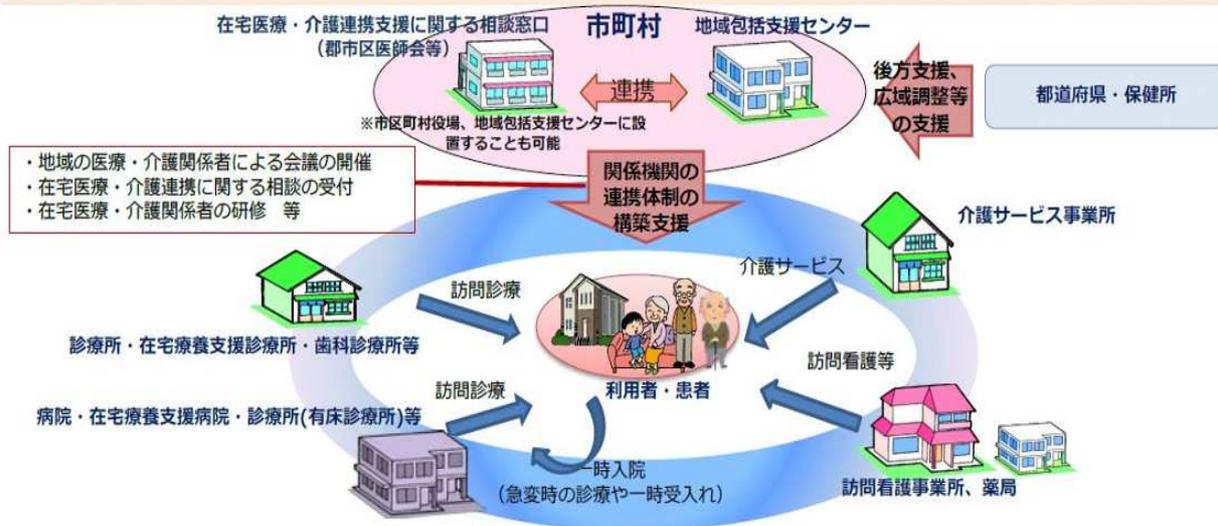
#### 在宅医療・介護連携推進

当町では、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅医療・介護連携推進業務のうち、①人吉球磨広域連携の中で医師会への委託、②当町独自で実施の2つに分けて、以下8つの事業を実施しています。

- ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催
- ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ) 医療・介護関係者の研修
- キ) 地域住民への普及啓発
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
  - （※）在宅療養を支える関係機関の例
    - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
    - ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
    - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
    - ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



※ 厚労省資料

## 第4節 住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用

### 住まいの確保

住宅に困窮する低所得者やひとり暮らし高齢者、さらには子育て世帯などに向けた町営住宅の優先入居を継続するとともに、町営住宅のバリアフリー改修等により、高齢者世帯が加齢等に伴って心身機能が低下しても住み続けられる住宅の整備を推進します。

また、環境上または経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者の住まいの確保のため、養護老人ホームの入所措置を継続するとともに、高齢者虐待防止等に向けた緊急避難的な受入体制の確保を図ります。

一方、熊本県とあさぎり町の高齢者住宅改造助成事業実施要綱に基づき、心身の機能が低下した高齢者の住宅改造に伴う費用の補助については、利用条件などから対象者数が限られています。財政状況等を勘案しながら継続していきます。

さらに、現在の当町の財政状況では、新たな町営住宅の確保はもとより、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で求められている改修を行った「高齢者向け町営住宅の確保」は難しい状況にあることから、住まいの確保に向けた取組としては、養護老人ホームや生活支援ハウスだけでなく、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、さらにはグループホームや特別養護老人ホームといったさまざまな可能性を検討し、当町の独自の地域性を踏まえた総合的な施策展開を図ります。

### 高齢者等の移動支援

高齢者の在宅生活の維持や社会参加の促進には、移動手段の確保がたいへん重要となるため、ヘルシーランド、役場本庁舎、ふれあい福祉センター、あさぎり駅などを指定乗降場所に指定し、デマンド交通の運行を開始しました。

今後は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者等の移動の利便性向上を図り、町外医療機関等への移動も含めた、よりきめ細やかなニーズへの対応に向けた取組を検討します。

## 第5節 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上

### 介護給付等費用適正化事業

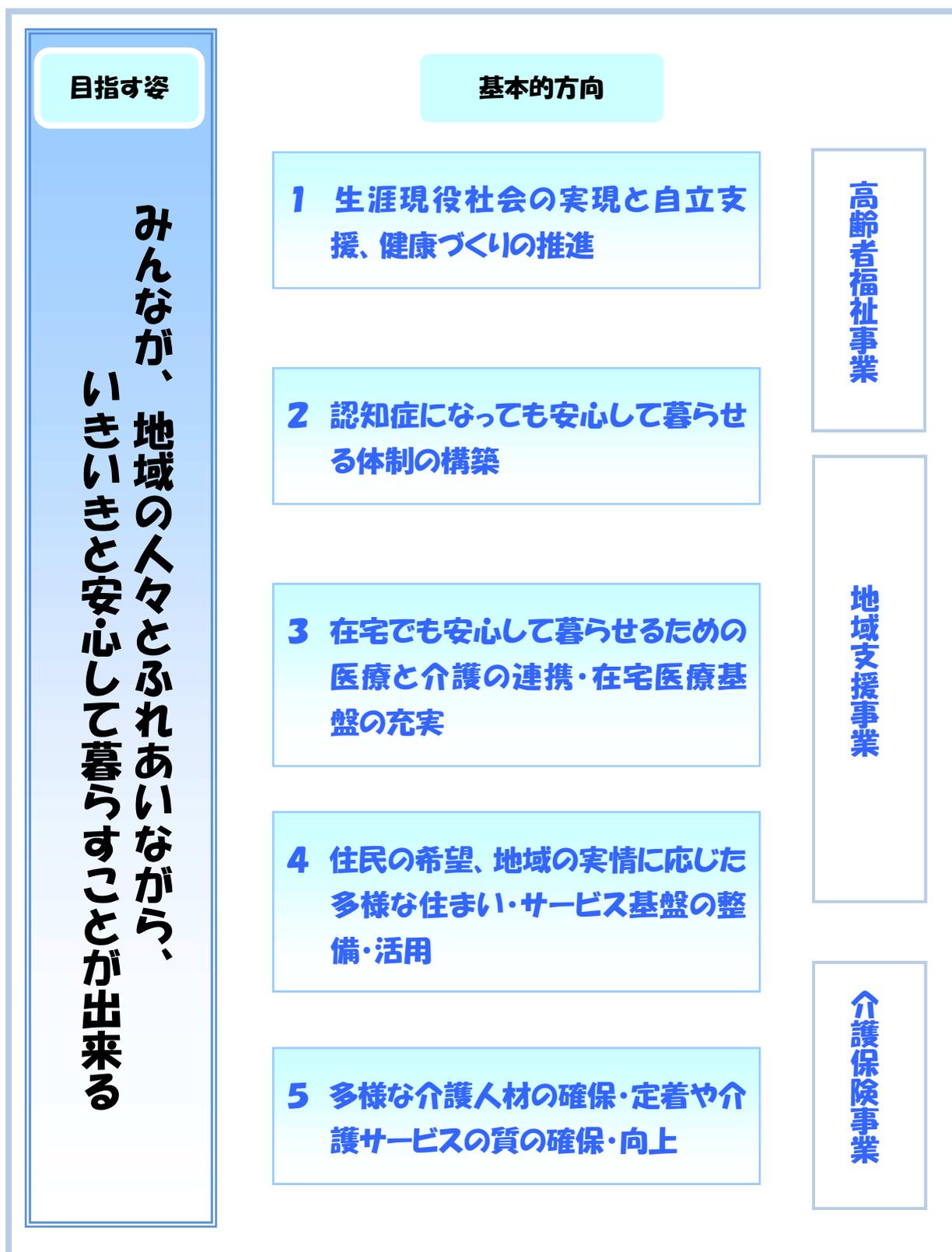
介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者（介護保険サービス利用者）を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

国・県では、団塊世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、介護サービス等の需要が拡大すること等を危惧し、市町村が必要な給付を適切に提供するため適正化事業に取り組んでいくよう求めています。

そのため、今期においても引続き「介護給付適正化計画に関する指針」及び「第4期熊本県介護給付適正化プログラム」を参考に、「ケアプランの点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」の2つを最重点項目とし、「要介護認定の適正化」を重点項目として介護給付適正化の推進に取り組みます。

## 第5章 基本構想の枠組み

### 1 第7期計画における基本構想の枠組



「みんなが、地域の人々とふれあひながら、いきいきと安心して暮らすことができる」

介護

●仮に介護が必要な状態になっても

訪問系サービス 通所系サービス	ショート ステイ
地域ケア会議	地域包括支援センター
老人ホーム	医療施設
居宅 サービス	その他



あさぎり町地域包括ケアシステムのイメージ図

地域包括支援センター



医療

●在宅生活を支援するための医療

在宅医療と 介護の連携	訪問看護 サービス
かかりつけ 医	病院
薬局	歯科医院
各種 医療相談	その他

生活支援

●住み慣れた地域で暮らし続けるために

介護保険 事業者	宅配・配達 サービス
家族介護者 支援	介護用品 支給事業
生活支援コーディネーター	
商工会	その他



保健・介護予防

●ずっと元気に過ごすための  
保健指導や、要介護に  
ならないように

保健師 栄養士	保健所
保健 センター	転倒予防教室
その他	介護予防 事業者
	生涯学習

社会参加

●地域でいきいきと活躍 ●地域での支え合いに貢献する

自助・互助・共助・公助

自治会	老人クラブ	介護予防 ボランティア	食生活改善 推進員	ボランティア ポイント事業	ボランティア 連絡会	生涯学習 センター	公民館	その他
民生委員 児童委員	認知症 サポーター	転倒予防 ボランティア	小・中学校	シルバー 人材センター	見守りネット ワーク	家族介護者 交流会	行政区	

認知症対策

●仮に認知症になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続け  
ていくことができる

認知症ケアパスの普及推進	
認知症初期集中 支援チームの設置	
認知症地域支援員の配置	
役場	その他

外出支援

●安心して暮らし続けるための  
専門的サポート  
●生きがいづくりや  
社会参加促進

デマンド交通	
役場	その他

福祉・権利擁護

●高齢者の権利を  
守る法定後見・  
任意後見  
●生活保護の適切  
な運用

成年後見制度利用支援事業	
社会福祉協議会	
役場	その他

要介護者災害対策

●災害時や、緊急時に備えた  
関係機関の連携

要介護者個別避難計画	
福祉避難所	
公立病院	警察・消防
役場	その他